



【フラット35】地域連携型 (子育て支援)

子育て支援に積極的な地方公共団体と住宅金融支援機構が連携し、住宅取得に対する地方公共団体による財政的支援とあわせて、【フラット35】の借入金利を一定期間引き下げます。

金利引下げメニュー (2023年3月31日までの申込受付分に適用)

金利引下げメニュー	金利引下げ期間	金利引下げ幅
【フラット35】地域連携型 (子育て支援)	当初10年間	年▲0.25%

【フラット35】Sを併用した場合

金利引下げメニュー	金利引下げ期間	金利引下げ幅
【フラット35】地域連携型 (子育て支援)と【フラット35】S (金利Aプラン)との併用で	当初10年間	年▲0.5%
【フラット35】地域連携型 (子育て支援)と【フラット35】S (金利Bプラン)との併用で	当初5年間 (6年目から10年目まで)	年▲0.5% (年▲0.25%)



【フラット35】地域連携型 (地域活性化)

UIJターン、コンパクトシティ形成、空き家活用、防災・減災、地域産材使用、景観形成などの地域活性化に積極的な地方公共団体と住宅金融支援機構が連携し、住宅取得に対する地方公共団体による財政的支援とあわせて、【フラット35】の借入金利を一定期間引き下げます。

金利引下げメニュー (2023年3月31日までの申込受付分に適用)

金利引下げメニュー	金利引下げ期間	金利引下げ幅
【フラット35】地域連携型 (地域活性化)	当初5年間	年▲0.25%

【フラット35】Sを併用した場合

金利引下げメニュー	金利引下げ期間	金利引下げ幅
【フラット35】地域連携型 (地域活性化)と【フラット35】S (金利Aプラン)との併用で	当初5年間 (6年目から10年目まで)	年▲0.5% (年▲0.25%)
【フラット35】地域連携型 (地域活性化)と【フラット35】S (金利Bプラン)との併用で	当初5年間	年▲0.5%

※【フラット35】Sの利用に当たっては、取得する住宅が省エネルギー性、耐震性、バリアフリー性または耐久性・可変性の基準のうち、いずれか1つ以上の基準に適合する必要があります。【フラット35】Sの利用条件や基準の詳細は、フラット35サイト (www.flat35.com) をご覧くださいか、お客様コールセンターまでお問い合わせください。

2022年10月以降、【フラット35】の制度変更が予定されています。
詳しくはフラット35サイト (www.flat35.com) でご確認ください。



《借入れに当たっての注意事項》●【フラット35】は、民間金融機関と住宅金融支援機構が提携して提供する全期間固定金利の住宅ローンです。お申込みは、取扱金融機関となります。●取扱金融機関または住宅金融支援機構の審査の結果によっては、お客さまのご希望にそえない場合がありますので、あらかじめご了承ください。●【フラット35】地域連携型を利用する場合には、地方公共団体から【フラット35】地域連携型利用対象証明書[※]の交付を受ける必要があります。●【フラット35】地域連携型および【フラット35】Sは、借換融資には利用できません。●【フラット35】地域連携型と【フラット35】移住支援型を併用することはできません。●【フラット35】地域連携型および【フラット35】Sには、予算金額があり、予算金額に達する見込みとなった場合は、受付を終了させていただきます。受付終了日は、終了する約3週間前までにフラット35サイトでお知らせします。●また、地方公共団体の補助金の交付が終了した場合も受付を終了します。補助金の交付等についての詳細は、各地方公共団体にお問い合わせください。●【フラット35】についての詳細は、フラット35サイト (www.flat35.com) でご確認ください。●説明書(パンフレットなど)は、お申込みを希望する取扱金融機関で入手できます。

2022年5月版

www.flat35.com

住まいのしあわせを、ともにつくる。
住宅金融支援機構

地方公共団体と連携し
子育て世帯や地方移住者等の
マイホーム取得を応援!

ずっと固定金利の安心

【フラット35】 地域連携型

【フラット35】地域連携型とは、子育て支援や地域活性化に積極的な地方公共団体と住宅金融支援機構が連携し、住宅取得に対する地方公共団体による財政的支援とあわせて、【フラット35】の借入金利を一定期間引き下げる制度です。

地方公共団体

補助金の交付などマイホーム
取得者に対する財政的支援



住宅金融支援機構

【フラット35】の金利引下げ

子育て支援

【フラット35】の
借入金利から 当初 **10** 年間 年▲0.25%

地域活性化

【フラット35】の
借入金利から 当初 **5** 年間 年▲0.25%

【フラット35】地域連携型が利用できる地方公共団体については、中面をご覧ください。

【フラット35】に関するお問い合わせ

住宅金融支援機構 北海道支店 地域連携グループ

011-261-8306

営業時間：9：00～17：00 (平日のみ)

【フラット35】サイト

【フラット35】地域連携型を利用する際に提出
していただく利用申請書をダウンロードできます!

フラット35 地域連携 検索



【フラット35】は第三者に賃貸する目的の物件などの
投資用物件の取得資金にはご利用いただけません。
機構では、申込ご本人またはご親族の方が実際に住まい
になっていることを定期的に確認しています。

連携する地方公共団体一覧

※補助事業の受付状況については、各地方公共団体にご確認ください。

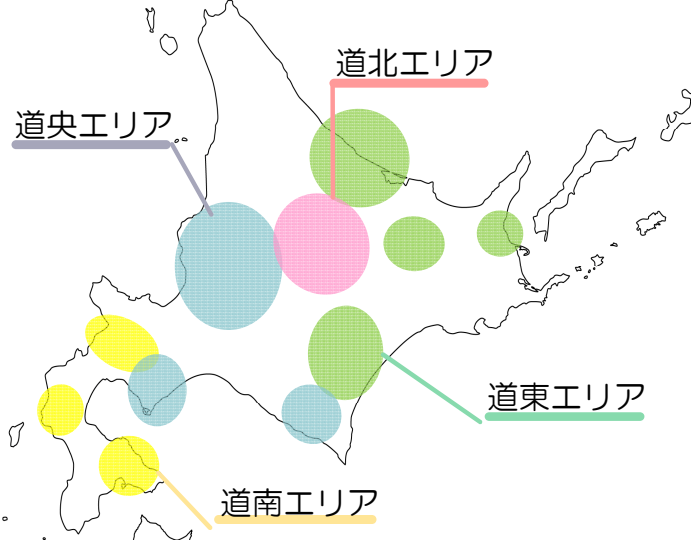
下表の「子育て」欄について

- ・●【フラット35】地域連携型(子育て支援)適用 → 当初10年間 年▲0.25%
- ▲・●要件を満たすと【フラット35】地域連携型(子育て支援)適用 → 当初5年間 年▲0.25%
- 【フラット35】地域連携型(地域活性化)適用 → 当初5年間 年▲0.25%

市町村	地方公共団体の補助事業名	お問い合わせ先	子育て
夕張市	夕張市新築住宅取得費補助金 夕張市中古住宅取得費補助金	建設課建築住宅係 0123-52-3119	●
岩見沢市	岩見沢市住宅購入支援補助金	こささる@空き店舗 0126-31-0001	▲
	岩見沢市北方型住宅建設費補助金	建築課建築指導係 0126-35-4697	-
美唄市	美唄市移住・定住促進補助金	美唄デザイン課 0162-62-3137	▲
三笠市	三笠市住宅建設等費用助成金	建設課住宅係 01267-2-3998	▲
砂川市	砂川市まちなか住まいる等 (住宅建設又は購入)補助金	建築住宅課住生活支援係 0125-74-8758	●
深川市	深川市住宅持家促進助成制度	建設水道部建築住宅課 0164-26-2323	▲
石狩市	石狩市新生活様式スタート支援事業補助金	建設水道部建築住宅課 0133-72-3141	-
当別町	当別町新築住宅購入支援金	事業推進部事業推進課 0133-23-3198	▲
南幌町	南幌町子育て世代住宅建築助成金	まちづくり課地域振興グループ 011-398-7021	●
奈井江町	奈井江町定住促進新築住宅助成金	企画財政課 0125-65-2112	▲
	奈井江町定住促進中古住宅購入助成金		-
栗山町	栗山町若者移住促進事業	若者定住推進課 0123-73-7521	●
秩父別町	秩父別町新築住宅取得補助金交付事業	企画課企画・まちづくり係 0164-33-2111	▲
	秩父別町住リフォーム補助金交付事業		-
沼田町	沼田町住んで快適住まいる応援奨励金	住民生活課移住定住応援室 0164-35-2115	●

市町村	地方公共団体の補助事業名	お問い合わせ先	子育て
室蘭市	室蘭市空家活用促進助成金	都市建設部都市政策推進課 0143-25-2655	-
伊達市	伊達市空き家取得費等補助金	都市住宅課都市計画係 0142-82-3294	▲
浦河町	浦河町住宅新築リフォーム等支援補助金	建設課 0146-26-9010	●
新ひだか町	新ひだか町空家居住補助金交付事業	産業建設部建設課 0146-49-0338	-

市町村	地方公共団体の補助事業名	お問い合わせ先	子育て
鷹栖町	鷹栖町住宅建築支援事業補助金	総務企画課地域振興係 0166-87-2111	▲
	鷹栖町定住促進空き家改修支援事業補助金		-
東神楽町	未来につなげる「住まいの輪」促進事業	建設水道課 0166-83-5413	●
当麻町	当麻町未来へつなぐ宅地循環促進事業補助金	まちづくり推進課 0166-84-2111	-
上川町	上川町住宅建築促進支援事業補助金	産業経済課移住定住グループ 01658-7-7667	●
	上川町空き家改修支援事業補助金		-
東川町	東川町きた住まいる建設推進事業補助金	都市建設課建設室 0166-82-2111	●
	東川町二世帯居住推進事業補助金		-
美瑛町	美瑛町定住住宅取得助成事業	まちづくり推進課移住定住推進室 0166-74-6171	▲



市町村	地方公共団体の補助事業名	お問い合わせ先	子育て
函館市	函館市空家等改修支援補助金(移住者向け)	都市整備課 0138-21-3358	-
	景観形成住宅等建築奨励金	まちづくり景観課 0138-21-3388	-
	函館市まちなか住宅建築取得費補助金	都市計画課 0138-21-3360	-
北斗市	北斗市空き家バンク活用事業補助金	企画課企画係 0138-73-3111	▲
せたな町	せたな町移住定住促進住宅奨励金	まちづくり推進課 0137-84-5111	-
喜茂別町	喜茂別町住宅取得促進補助事業補助金	建設課管理係 0136-33-2211	●
岩内町	岩内町中古住宅取得補助事業	都市整備課建築係 0135-67-7097	▲

市町村	地方公共団体の補助事業名	お問い合わせ先	子育て
津別町	津別町新ふるさと定住促進奨励金	建設課住宅係 0152-77-8390	▲
置戸町	置戸町森と住まいる支援事業		▲
	置戸町空き家利用促進補助事業	企画財政課企画係 0157-52-3312	▲
	置戸町元気だすべ基金事業		-

市町村	地方公共団体の補助事業名	お問い合わせ先	子育て
湧別町	湧別町持家奨励応援補助金	建設課管理グループ 01586-2-5869	▲
滝上町	「ずっと住まいるたきのうえ！」支援事業	建設課建築係 0158-29-2111	●
雄武町	雄武町快適住まいる促進事業	建設課建築係 0158-84-2121	●
訓子府町	訓子府町空き家活用定住対策補助金	元気なまちづくり推進室 0157-33-5008	▲
音更町	空家活用定住促進事業補助金	建築住宅課建築係 0155-42-2111	●
清水町	しみずマイホーム取得奨励金	商工観光課移住定住促進係 0156-62-1156	●
芽室町	芽室町子育て世帯新生活応援奨励事業	魅力創造課魅力発信係 0155-62-9736	●
	芽室町中古住宅購入世帯新生活応援奨励事業		●
大樹町	大樹町かかえるマイホーム支援事業	建設水道課建築係 01558-6-2118	▲
幕別町	幕別町マイホーム応援事業補助金	住民課 0155-54-6602	●
池田町	池田町住宅取得応援奨励事業	町民課環境住宅係 015-572-3114	●
標津町	標津町定住住宅取得支援事業	建設水道課 0153-85-7247	●

【フラット35】地域連携型の利用手続の流れ

【フラット35】地域連携型をご利用いただくためには、地方公共団体から「【フラット35】地域連携型利用対象証明書」の発行を受けていただく必要があります。
利用対象証明書の申請書式は、フラット35サイト (www.flat35.com) からダウンロードできます。

※右図は、一般的な手続の流れを示しています。金融機関および適合証明機関における手続の順序は問いません。ただし、【フラット35】地域連携型利用対象証明書および【フラット35】適合証明書は、借入の契約時までに金融機関へ提出する必要があります。
借入申込みに当たっては、【フラット35】の取扱金融機関の指定する申込関係書類に加えて、【フラット35】地域連携型利用希望の申出書を提出する必要があります。詳しくは、お申込みを希望する取扱金融機関にご確認ください。

